

女性に対する暴力防止の



ポスター・パネル展示

毎年11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間です。

配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為

や人身取引等、女性に対する暴力は、女性の人権を侵害するものであり、許される行為ではありません。

暴力を受けている女性は決して悪くはありません。

女性に対する暴力のない社会をつくっていきましょう

- ・ 会期：2021年10月1日（金）～30日（土）水曜休館、最終日は12：00まで
- ・ 会場：とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ 多目的コーナー
- ・ 時間：9：00～20：00 ●無料

からだに受ける暴力だけがDVとっていませんか？

身体的暴力

- ・ 突き飛ばされる・髪を引っ張られる
- ・ 足で蹴られる・首をしめられる

精神的・社会的暴力

- ・ 交友関係やメールの内容を細かく監視される
- ・ 外出を禁止される
- ・ 何を言っても無視される



経済的暴力

- ・ 家計を厳しく管理される
- ・ 借金を負わされる・生活費をもらえない

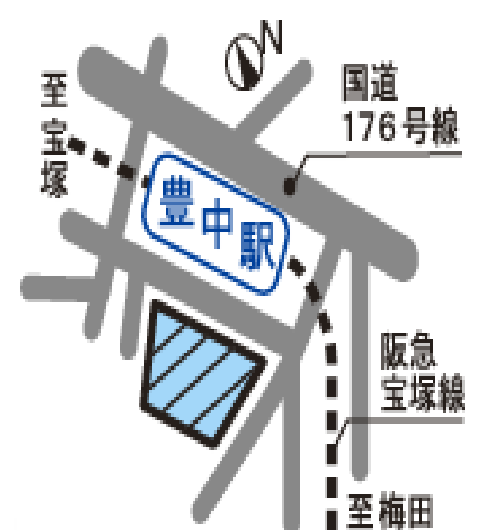
性的暴力

- ・ 中絶を強要される
- ・ 避妊を拒否される
- ・ 性行為を強要される

「暴力にNO！」というあなたのメッセージをパープルリボン にのせて、会場のツリーに飾ってみませんか。

一緒に女性を応援する「パープルツリー」を完成させましょう。

情報ライブラリーでは、DVの関連図書のテーマ展示を行っています。ぜひお立ち寄りください。



〒560-0026 豊中市玉井町1-1-1-501
とよなか男女共同参画推進センター すてっぷ相談室
(指定管理者：一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団)
電話：06-6844-9739 FAX：06-6844-9706
<http://www.toyonaka-step.jp/>

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当日はマスクの着用、手指の消毒、検温にご協力をお願いします。
新型コロナウイルス感染拡大防止のため、延期または中止となる場合があります。